

職員の自己啓発等休業に関する条例（案）概要

1 趣旨

職員の自己啓発等休業（職員が大学等課程を履修し、又は国際貢献活動に参加するための休業）に関し必要な事項を定める。

2 申請

職員は、自己啓発等休業の期間及び大学等履修の課程又は国際貢献活動の内容を明らかにして申請しなければならない。

3 承認

任命権者は、職員の申請に基づき、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、自己啓発等休業を承認することができる。

4 期間

3年を超えない範囲内の期間

※ 当初の承認期間と合わせて3年を超えない範囲内で、1回に限り期間の延長が可能

5 対象事由

職員が大学等課程を履修し、又は国際貢献活動に参加することが見込まれる場合

6 大学等教育施設

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）

7 外国における奉仕活動

独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）とする。

8 承認の取消し

自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめたことその他次に掲げる事由に該当すると認めるときは、自己啓発等休業の承認を取り消す。

- (1) 正当な理由なく、在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること、又は参加している外国における奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないとき。
- (2) 在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、参加している外国における奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずるとき。

9 施行期日等

平成31年4月1日

※ 自己啓発等休業の承認の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができることとする。

※ 本条例の制定に伴い、付則で職員の給与に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部改正を行う。